

## ◆用途制限確認表（スマート IC 周辺工業団地地区 E 地区）

項 目		非該当 チェック
建築基準法による建築物の制限		
法第 48 条による建築物の制限（別表第 2（わ）工業専用地域内に建築してはならない建築物）		
地区計画による建築物の制限		
(1)	カラオケボックス等	
(2)	老人福祉センター、児童厚生施設等	
(3)	自動車教習所	
(4)	畜舎	
(5)	汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（産業廃棄物中間処理施設を除く。）	
(6)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項から第 11 項まで又は第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの	

上記に掲げる建築物の用途について確認しました。 確認者 \_\_\_\_\_